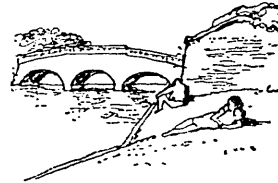


高年労働者の雇用と社会的問題

(ILO)



医療、栄養面の進歩、オートメーションの発達、労働環境、産業安全、保健事業の推進への配慮などによって、人びとの平均余命は全世界において次第に伸びている。これらは生活水準の向上や社会的諸サービスの改善とあいまって、高齢人口のたゆみない増加を全世界にもたらし、それは全人口の増加率を上回ることが今後とも予想されるのである。現在世界の高齢人口は約2億5千万人で全人口比は14人に1人の割合であり、地域別では北米7人に1人、ソ連10人に1人、アフリカ22人に1人、アジア20人に1人、南米15人に1人となっている。1975年までに、世界の人口は毎年2%増加すると予想されているが、60歳以上の高齢人口の増加率は2.5%、毎年600

万人の増加が予想される。そこで労働力における高年労働者の割合の増加、一般社会における配慮と援助を必要とする老人の増加といった数の上で世はまさに老人の世界という光景を呈することになる。

それでは経済生活における高年労働者のもつ問題およびかれらへの期待は何であろうか。高年労働者は新しい方法・技術への適応が困難であり、産業社会の激しい変化について行くのがむずかしいであろうと考えられる。仕事の配置がえが行なわれ、また、まったく職を失うこともあろう。また、厳格な採用制限、他の仕事につき、あるいは再訓練を受けることの困難さに直面するであろう。自分が人間の廃物で誰も使ってくれず興味も示

さないことを発見するかもしれない。これらの労働問題は決して新しくはないが、工業先進国においてはこの20年間特に注目されてきた。しかし発展途上の国々で高齢労働者の問題が未だに取り上げられないのは、多くはおびただしい若年労働力への対策の緊急、重要さのためである。

工業化は、主として社会保障の改善によって、高年労働者の実質的減少をもたらす(仏、英、米国において高年者の経済活動への参加はこの1世紀間に66%から33%に減少)。しかし、農業経済に依存する発展途上の国々では高年者の経済生活への参加は高く、厳格な停年の考えはなく、家族とともにあるいは自分のために、働ける限り働く。南米のある国々では65歳以上の人の経済活動への参加は70から80%にも達している。

身体障害者に適した特別な仕事の種類のリストをつくるのが実際的でないことが一般に認められているように高齢者についても同様である。しかしある種の産業や職業への集中がみられ、船乗り、建設作業など体力や敏捷さを要する仕事への就業率は低い。

農業とそれに関連した職業への高齢就業者の割合は他の職業にくらべて高い。米国では全男子労働者の16%に比較して約29%の高齢者が農業関係に従事している。

大多数が農業に従事し、幾世紀ものあいだ家族や部族のしきたりの中で個人の仕事と責任が分担され、老人の座もまた安定していた。開発途上の国々にも、この20年間に変化がおしよせた。家族、地域社会の崩壊、農村から都市への移住がおこり、仕事は残った少数の者の手に委ねられ、激しい長時間の労働をもたらした。このような変化の中で身体障害者と老人は不利であった。幸いアフリカの場合は、このような変化に対して速かな配慮がおこなわれた。

さて高年労働者の問題としてあげられる技術的变化への不適合、身体的要件の不足、老人の能力への偏見と差別の3つについて考えてみよう。最近の老人問題への関心の高まりと調査研究はこうした一般的考えが大いに改められるべきことを示している。研究は、ある意味で労働力は年齢とともに低下するどころかむしろ高まること、能力と責任感若年

者にくらべて一般に考えられている以上に高いことをはっきりと証明したのである。

適応の問題について、調査は、新しい作業への再訓練を必要とする場合、高年者は若年者と同様あるいはそれ以上の成功を示した。作業と年齢との相関関係はなく、年代ではなく個人の適性によって判断すべきではなからうか。英国における研究は、労働力の補充率、病気以外の欠勤、傷害の率などから高年労働者は若年者にくらべて安定し責任をもって仕事をすることを示している。また年金の面における困難も米国とカナダの調査はそれが重大であることは稀であることを示した。

次に高年労働者の問題解決のための各国の努力を見てみよう。多くの国では、新聞、ラジオ、映画、テレビなどを通じて一般の理解と教育の運動をしている。立法化もまた一つの方法である。しかし雇用の割当てについては身体障害者と同様賛否の意見がわかれているが、コロンビア、日本では中高年者の雇用の割当てを行なっている。多くの政府が高年労働者の雇用に手本を示し、ソ連、東欧諸国では、鉄道関係でのその労働価値が認められ

ており、またカナダでは連邦政府はすべての役職に対する募集の際の年齢制限を撤廃し、また1963年には冬期の一定期間に3カ月以上資格にかなった高年労働者を雇った雇用主に報償金を出すことを始めた。

国の雇用サービスも高年労働者へのカウンセリング、訓練、配置の促進などに重要な役割を果たしている。米国、カナダ、スウェーデン、オランダ、ドイツなどでは、雇用主、労働組合、政府機関の代表からなる諮問委員会を高年労働者の問題を含めた雇用の諸問題について助言するために設けている。今後雇用サービスが最も貢献しうる分野は、高年労働者の訓練および再教育である。すでに英国、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアでは、公的機関が技術革新で職を失った高年労働者の適職への配置がえを積極的に考えている。高年労働者の訓練と再教育は北フランス、ベルギーでも始められているが、スウェーデンのそれは次の如き広汎なプログラムを持ち、おそらく最も進んだものであろう。

*年金受給者のみのコース 世話人、守衛、管理人

- *再就職を目指す看護婦， P. T のための再訓練コース
- *看護助手，ホーム・ビジターのためのコース
- *一般的に高い専門性を要求されない高年事務系労働者のためのコース
訓練の成功は，次の4つの点に帰する。
- *高年労働者の職業の選択には経験を積んだ職業補導のスタッフの援助が必要不可欠である
- *その人の持っている知識と経験の能うかぎりの活用
- *訓練方法は柔軟性に富みグループでなく個人に則して行なわれる
- *多くの高年の男女は学ぶ能力を保持していることを知ること。それは非常にゆっくりと失われるものであって，年のために失われたわずかなものは，確実性，経験，目的の安定といったような他の要素で補われる高年労働者の訓練または再訓練の成功は訓練の方法を教えるのに何を使うかということによる。1965年 OECD によって出版された，「高年労働者のための訓練方法」の中に良い

例が述べられている。新しい電気溶鉱炉の設置によって平均年齢50歳の労働者の再教育の必要にせまられた英国のある大きな鉄鋼会社では，講義は最少限にして，モデルによる模擬操作の訓練によって非常な成功をおさめたものである。

もちろん高年齢層の労働者の訓練や再教育は常に可能であるとは限らないが，その労働年数を延長するいくつかの方法がある。

仕事の再設計——道具，機械，仕事場などを改良し，仕事の負担をやわらげることによって生産面と高年労働者自身の福祉のために非常な利益が得られる。多くの場合単純な経費のかからない改良である。

別の方法は同企業間で重労働から軽労働へ，出来高でなく時間給へとといった「庇護された」仕事へ高年労働者を移すことである。しかしこれは，人事に科学的方法を用いることが要求され，またこれを行なう者に高年労働者の心理的問題への正しい知識が要求される。特に多くの場合地位と賃金の低下を招き，その士気をくじかせることを心にとめるべきである。

さらにパート・タイムが——特に年金受給者がパート・タイムによる収入を得ることが容認される国において——個々のケースの解決法として考えられる。

引退した人々にとっては，まず，生計の問題，健康の保持と適切な住宅，そして孤独感，環境への再適応の問題がある。今世紀において引退した労働者と家族の保護のため多くの努力が行なわれたが，今日においても高度に工業化した国々において，なお，すべての老人への総合的社会的保護は及んでいない。発展途上の国々では私的な年金から次第に国家による年金事業への動きを見せはじめたところである。

収入の保障という考えは，年金計画が単に一定の老年への到達に加えて，老齢による収入の喪失あるいは減少を特に加える傾向にあるので重要となってきた。これは引退や収入認定の規定をある場合招来した。このような規定は賃金と年金が同時に支払われると賃金体系へ影響するであろうという怖れによることが多く，労働人口の多い国では，高年者は引退して若年者に道をゆずるのを奨励するこ

とになる。しかし、引退や収入認定をきびしくすれば、給付基準が低い場合の困難に加えて、老人が引退後も軽労働によって、年金の補助的収入をうる以上に社会に役立っているという思いを保つ機会を奪うことを銘記すべきである。

経済活動の年齢の延長

年金は何よりも高齢者に経済的保障を与えるものであることは強調されるべきである。

しかし、全国的規模の計画において受給年齢を定め、受給者が年金の喪失や差引きなしに経済活動することを許すべきかどうか、またどの程度許すべきかを定めるには多くの要素について考えなければならない。

近年多くの進歩が見られたが、老人の持つ雇用および社会的諸問題の解決にはなすべきことが多い。最後に故ケネディ大統領の言葉をもってこの報告を結びたい。

「引退は選択であって、雇用の機会がないための強制であってはならない。多くの老人にとって、社会保障や引退によってうける給付は十分に給料の補償とはなっていない。多

くの働ける人々は働く必要があり、働きたいと望んでいる。しかし、しばしば知りつつ、またときには無意識に、工業化やそれに関連した社会的経済的傾向は、われわれの高年の市民が収入ある職につく機会をどんどんせばめてきた。老人の雇用の機会の拒絶は個人的な悲劇である。これはまた国家的浪費であり、人的資源の損失である。いかなる経済も、喜んで働きたいと願う労働者の技術、才

能、経験を用い得ない限り、最大の生産性を発揮することは不可能であろう」。

“Employment and Social Problems of Older Workers—International Labour Organization Paper Presented at Halle Seminar”, *International Rehabilitation Review*, Vol. XIX No. 3. July 1968, 3—8pp. The International Society for Rehabilitation of the Disabled.

(山内匡子 国際社会福祉協議会日本国委員会)

67年社会保障法の改正後の 公的社会福祉

(アメリカ)



私はこれまで、1967年の公的扶助に関する改正案の多くを「社会保障法成立以来の悪法」と呼び、国家をおびやかしている社会不安にいつそう油をそそぐものとして、強力に反対してきた。なかでも、「児童扶助凍結」

と一般に呼ばれている措置、すなわち、遺棄、別居、離婚などによる片親不在の児童のために連邦政府が州に出す児童扶助金の補助額を減らそうとする措置に反対であり、また現在、月30ドルと残り3分の1の勤労控除を